

令和2年度財政投融资計画補正

機 関 名	財 政 融 資			産 業 投 資			政 府 保 証			合 計			参 考					
	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	自 己 資 金 等			再 計											
													計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	計 画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)
自動車安全特別会計	—	540	540	—	—	—	—	—	—	—	540	540	—	737	737	—	1,277	1,277
独立行政法人都市再生機構	4,339	581	4,920	—	—	—	—	—	—	4,339	581	4,920	(800) 9,240	(—) 4	(800) 9,244	13,579	585	14,164
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	8,600	5,000	13,600	—	—	—	1,200	—	1,200	9,800	5,000	14,800	(2,000) 51,532	(—) —	(2,000) 51,532	61,332	5,000	66,332
株式会社日本政策投資銀行	4,500	6,000	10,500	3,000	200	3,200	4,500	—	4,500	12,000	6,200	18,200	(6,100) 19,000	(—) 200	(6,100) 19,200	31,000	6,400	37,400
新関西国際空港株式会社	—	2,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	2,000	2,000	—	—	—	—	2,000	2,000
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	—	—	—	—	300	20	320	300	20	320	100	—	100	400	20	420
食料安定供給特別会計外29機関	522,560	—	522,560	3,510	—	3,510	75,821	—	75,821	601,891	—	601,891	(50,907)	(—)	(50,907)			
合 計	539,999	14,121	554,120	6,510	200	6,710	81,821	20	81,841	628,330	14,341	642,671	(59,807)	(—)	(59,807)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

(注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。

2 「自己資金等」欄の( )書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。

3 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。